

住宅局建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会※（8月26日開催）の同意を得て、別紙のとおり業務停止処分（8月26日付）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

一級建築士の懲戒処分について

1 ^{さわざき こうじ}澤崎 幸史（登録番号 第 285254 号）

(1) 処分の内容

令和 9 年 3 月 1 日から業務停止 1 月

(2) 処分の原因となった事実

福島県内の建築物について、八光建設株式会社（福島県知事登録第 12（605）0623 号）の業務に関し、設計者として、以下の①及び②に掲げる規定に違反する設計を行った。

- ① 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 25 条の規定に違反する設計（本件建築物は、延べ面積が 1,000 m²を超える木造建築物であることから、外壁及び軒裏で延焼の恐れがある部分を防火構造としなければならないにもかかわらず、レストラン棟の外壁で延焼の恐れがある部分について、防火構造ではない設計）を行った。
- ② 法第 35 条に基づく建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 310 号）の規定による改正前の建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 128 条の 2 第 2 項の規定に違反する設計（本件建築物は、同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合で、その延べ面積の合計が 1,000 m²を超えるとときに該当するため、延べ面積の合計 1,000 m²以内ごとの建築物に区画し、その周囲に幅員が 3 m 以上の通路を設けなければならないにもかかわらず、これを設けない設計）を行った。

2 ^{かわまた ゆういち}川又 祐一（登録番号 第 282150 号）

(1) 処分の内容

令和 9 年 3 月 1 日から業務停止 14 日

(2) 処分の原因となった事実

京都府内の建築物について、株式会社川又建築設計事務所（大阪府知事登録（チ）第 12061 号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 40 条及び同法第 43 条第 3 項に基づく京都市建築基準条例（平成 13 年 4 月 5 日条例第 1 号）第 32 条の規定に違反する設計（都市計画区域内において、交差点の側端から 7 m 以内の道路に接する場所（ただし、別に定める基準に適合するのは交差点の側端から 5 m 以内の道路に接する場所）に自動車車庫等の自動車の出入口を設けてはならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

以上